



ほっとライン

平成 27 年
3 月
第 2 号

そつぎよう しんきゆう 卒業、進級おめでとう



こんにちば、^{なばりしこ}名張市子ども^{そうだんしつ}相談室です。

^{そつぎようしき}卒業式、^{しゅうりようしき}終了式まであとわずかになりました。^{みな}皆さんにとっては、どんな

1 年でしたか？

^{まえ}1 年前から^{こころ}心も^{からだ}体も大きく^{おお}成長した^{みな}皆さん。^{かてい}家庭や^{がっこう}学校、^{ちいき}地域での^{せいかつ}生活の
^{なか}中で、^{おも}たくさんの^で思い出ができたのではありませんか。その一つ一つが^{みな}皆さんの
^{たからもの}宝物になって、^{つぎ}次の 1 年につながっていくことでしょう。

^{あた}新しい^{がっこう}学校に進む人、^{すす}次の^{ひと}学年に進む人、それぞれですが、^{わか}別れの^{さび}寂しさは
^{あた}新しい^{であ}出会いへの^{きたい}期待をはらんでいます。^{つぎ}次の 1 年が^{みな}皆さんにとって^{すてきな}すてきな
年になるように、^{なばりしこ}名張市子ども^{じょうれい}条例^{おうえん}は応援しています。



ひとりでなやまないで！

ぱりっ子ほっとライン

^{さい}18 歳までの^こ子ども^{せんようでんわ}専用電話

0800-200-3218

^{そうだん}<相談できる日>^ひ

^{げつ}月~^{きん}金

8 : 30 ~ 17 : 15

中学校卒業しても
相談は OK ですよ

^{こま}困ったとき ^{ふあん}不安なとき
つらいとき

そんなときは電話してね

大人からの相談はこちらから
☎ 63-3118



シリーズ 子どもの権利 ②
あんしん い けんり
安心して生きる権利



なばりしこ じょうれい だい じょう こ いのち まも たいせつ あんしん
「名張市子ども条例」第 10 条に「子どもは命が守られ、大切にされ、安心して
せいかつ さだ
生活することができます。」と定められています。

いのち
命がたいせつ
にされます。

けんこう き くば びょうき
健康に気を配られ、病気や
けがをしたときには、必要
ちりょう う
な治療が受けられます。

こま
困ったときは
そうだん
相談できます。

い けんり
生きる権利

おとな あいじょう う ゆめ
大人から愛情を受け、夢や
きぼう なや じぶん
希望、悩み、自分たちの
かんが りかい そだ
考えを理解してもらって育
つことができます。

くに ちが せいべつ かんが なた
国の違いや性別、考え方の
ちが しょうがい
違い、障害があるか、など
によって差別されません。

こま
困ったことやつらいことがあったら、自分で解決しなければならない、誰かに
そうだん
相談したり、つらい気持ちを話したりするのは弱虫だ、なんて思っていないですか？
そんなことはありません。

ひと ひとり い
人は一人では生きていけないものです。お互い助け合って生きています。
しんどいとき、つらいとき、それを誰かに相談することも自分で解決する方法の一つ
です。相談するのはカッコ悪いと思わないで、誰かに気持ちを打ち明けてみませんか？
相談することは子どもの権利です。

こ そうだんしつ
子ども相談室は、みなさんからの相談を受けています。